



子育て INFO

『子育て中のお悩み相談室』

2～4歳ごろになると自己欲求が出始め、親としてどう対応すればいいのか悩んでしまうことも増えてくるのではないのでしょうか。中でも特に、物を投げたり大声で泣きわめたりと、さまざまな形で現れる癇癪への対応は難しいものです。癇癪とは、子どもが環境や成長に伴って、起こる表現方法の1つです。癇癪を起こしてしまうと、気持ちが落ち着くまではどんな言葉をかけても受け止めきれません。まずは、危険がないように見守ってあげましょう。そして、落ち着いたら「どうしたかったのかな？」と子どもの気持ちを一緒に考え、整理してあげましょう。

また、癇癪が強いときには、別の場所に移すのも1つの方法です。子どもは親と離れて環境が変わることで、気持ちが落ち着きます。落ち着いたらそばに行き抱きしめ、落ち着いたことを褒めてあげましょう。連れていく場所は、静かで刺激のない、安全な場所がいいですね。ぜひ、参考にしてみてください。

- 7月14日(水) 1歳6カ月児健診
- 7月21日(水) 乳児健診

『子ども予防接種』

● 麻しん風しんワクチン

第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども  
第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方はお早めに！)

● 子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種です(無料)  
・接種対象者：小学6年生から高校1年生の女子  
接種希望の方は福祉事務所子育て支援係にてあらかじめ説明を受け、かかりつけ医にてご接種ください。



ハッピー  
スマイル

ひだか とうた 日高 湊太くん  
(令和2年5月15日生)

ひだか しょうろう ひだか さおり 日高 俊太郎さん・日高 沙織さんの長男(福島地区・鍛冶屋)

ママもパパも大好き。誰にでもニコニコと笑顔を振りまきます。最近是指先を使う遊びが好きで、特にボール遊びが大好きです。みんなから愛されるような子に育ってほしいです。

5歳児健診って  
なーに？

問/福祉事務所子育て支援係  
☎72-1123 (内線505)

5歳児健診とは市内の年中児を対象にした健診です。「1歳6カ月児健診や3歳児健診は聞いたことがあるけど、5歳児健診は...」と思う方も多いのではないのでしょうか。この健診は5年前から始まったもので、聞きなれない方もいるかと思いますが、始めたきっかけは、保護者の「なにか気になる」「小学校入学は大丈夫かな？」そんな声でした。

子どもの成長過程において常に不安はあると思いますが、小学校入学となると不安のハードルも一層高まるのではないのでしょうか。「朝起きられるかな」「友達と仲良くできるかな」など、考えたらキリがないと「でも、小学校入学のための準備であれば、年長さんになってから健診を受けて成長を振り返ればいいのでは？」と思う方もいらっしゃいます。子どもの成長を思い浮かべてください。1年間の成長は本当に大きいです。

すよね。1年前と現在ではいろいろなことができるようになっていきますよね。早いうちに支援することで、よりたくさんのお話を子どもは吸収してくれます。また、入学まで1年間の準備期間があると思うと気持ちも楽になるのではないのでしょうか。健診の詳細については、今年度は対象児保護者宛てに文書にてお伝えいたしました。現在、4月～9月生まれの子の保護者に、アンケートの協力をいただいているところです。



子ども医療費  
助成制度について

本市では、子どもの健やかな成長を願い、安心して病院受診ができるとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、医療費助成を実施しています。

問/福祉事務所子ども政策係 ☎72-1123 (内線507)

助成資格対象者

串間市内に住所があり、  
健康保険に加入している  
0歳～中学生

※転出の際は、子ども医療費受給資格証を返還する必要があります。

助成内容

対 象	自己負担額	
	通院	入院
0歳から 中学校卒業まで (中学校を卒業する年の3月31日まで)	0円	

※食事代、ベッド差額代、保険外診療などは除きます。

医療費受給資格証の  
申請に必要な物 (出生・転入時)

- ①子どもの健康保険証
- ②保護者名義の通帳
- ③保護者のマイナンバーカード

※氏名、住所、健康保険証が変わったときには変更届の提出が必要です!! 変更手続きがお済みでないで使用できない場合もあります。お手続き忘れのないようにお願いします。



● 払い戻し申請の方法

次の①～③を福祉事務所子ども政策係までご持参ください。

- ①領収書または証明書
- ②子ども医療費受給資格証
- ③子どもの健康保険証

※注意

★払い戻し申請は1年以内に行ってください。それ以降を過ぎると払い戻しはできません。

★同じ医療機関ごとに1カ月分まとめて申請してください。後から支払い済み月分の

県外の医療機関を受診する場合	県内の医療機関を受診する場合
子ども医療費受給資格証は提示せず、 <b>自己負担分をお支払ください。</b> 後日払い戻しとなります。	健康保険証と一緒に子ども医療費受給資格証を提示してください。 <b>自己負担金は発生しません。</b>

注意 学校で  
けがをした場合

払い戻しは行っていません。子ども医療費の助成対象外となります。子ども医療費受給資格証は提示せず、自己負担分をお支払ください。後日学校を通して手続きを行い、給付金を受け取ってください。※誤って子ども医療費助成を利用した場合、返還金が発生します。

注意

★医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・お薬手帳を活用しましょう。
- ・「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を活用しましょう。